

国立大学法人愛知教育大学とエヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社との
ICT教育における共同研究等の実施に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学(以下「甲」という。)とエヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社(以下「乙」という。)は、共同研究等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定では、教員の資質向上が強く呼ばれる中、多様な教員養成プログラムを通して優れた教員の養成を目指すとともに、教師教育の実践的教育研究を推進しようとする甲と、これまでの実証研究から得られた知見を活かし教育情報化支援に関するコンサルティング等の事業を展開する乙が、相互に連携・協働し、ICTを活用した教育実践力を高めるための共同研究等を通して、教員の実践的指導力向上をさらに推進することを目的とする。

(主な共同研究事項)

第2条 両者は、次の事項について共同研究する。

- (1)教員免許状更新講習及び教員研修へのICT導入
- (2)教員養成プログラム及び教師教育のための実践的教育研究
- (3)その他、ICTを活用した教育環境の整備に関する研究

(期間)

第3条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、若しくは改定の必要がある場合、又はこの協定に定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成26年12月22日

国立大学法人愛知教育大学長

後藤 ひとみ

エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社

代表取締役社長

中村 克央